

件名	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例
主管課	警察本部生活環境課
根拠法令等	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令の一部を改正する政令(平成25年2月6日公布、平成25年4月1日施行)

**【改正の概要】**

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令の一部改正に伴う、ぱちんこ等遊技機の認定手数料等の額の改定

1 遊技機の認定、型式の検定又は指定試験機関が行う認定・検定に必要な試験に係る手数料

試験機器の最新化、事務の合理化等の試験業務の実態、最新の単価を積算に反映させる観点から、標準手数料どおりに改定

**【主な改定手数料】**

区分	現行	改定後
型式試験を受けた遊技機の検定申請	6,300円	3,900円
検定を受けた遊技機の認定申請	2,720円 + (検定遊技機台数 - 1台) × 20円	4,340円 + (検定遊技機台数 - 1台) × 40円

2 風俗営業の許可又は遊技機の増設、交替その他の変更の承認に係る手数料  
許可等に関する事務に認定等と一部同じ内容の事務が含まれるため、上記1と同様の観点から、標準手数料どおりに改定

**【主な改定手数料】**

区分	現行	改定後
ぱちんこ営業以外の営業許可申請	27,000円	24,000円
ぱちんこ営業の営業許可申請	27,000円 + 検定遊技機台数 × 20円	25,000円 + 2,800円 + 検定遊技機台数 × 40円
遊技機入替等の変更の承認申請 (検定遊技機が含まれている場合)	3,400円 + 検定遊技機台数 × 20円	5,200円 + 検定遊技機台数 × 40円
遊技機入替等の変更の承認申請 (認定遊技機のみの場合)	3,400円	2,400円

施行日 平成25年4月1日

**【その他参考事項】**